

# 第 1 0 期 鴻 巣 市 分 別 収 集 計 画

令 和 5 年 1 月

鴻 巣 市

## 第10期鴻巣市分別収集計画目次

1. 計画策定の意義	2
2. 基本的方向	2
3. 計画期間	2
4. 対象品目	3
5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）	3
6. 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）	3
7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）	4
8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）	5
9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	6
10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）	6
11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）	7
12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項（法第8条第2項第7号）	7

## 第10期鴻巣市分別収集計画

### 1. 計画策定の意義

廃棄物処理に係る諸問題は、地球規模での環境保全運動の中で、ますますその重要性が認識されている。

我が国においても、社会経済活動や生活様式の在り方を、環境への負荷が少ない継続的発展が可能なものに変えていくことが必要とされる。すなわち、快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、4R（リデュース・リデュース・リユース・リサイクル）を推進し、資源循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

このような状況の中で、特に最終処分場を確保することが、ますます困難な状況になっているため、本市では、廃棄物の分別収集の充実強化を図り、資源回収事業・集団回収事業をはじめ不法投棄廃棄物撤去、ごみゼロ運動の実施、環境衛生委員制度等を推進している。

生活スタイルの多様化に伴い廃棄物も多様化しているため、民間の処理委託料や焼却施設負担金等の、廃棄物処理費が増加する傾向が見られるが、分別収集を促進することにより資源の有効利用と処理費の削減を目指すものである。

本計画は、このような背景のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条の規定に基づいて一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物を分別収集することにより資源として再活用・再利用し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割を明確にし、具体的な推進方策と、関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の資源化や減量化を推進するとともに、燃やせるごみの処理量の削減と同時に最終処分場の延命が図られるものである。

### 2. 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・ごみ排出抑制、リサイクルを基本とし、市民・事業者・行政が一体となって、全般的な環境負荷を配慮した地域社会を構築する。
- ・排出されたごみの可能な限りの再利用、再生使用のための資源化を徹底し、最終処分量を極力減量してごみの少ないまちづくりを目指す。
- ・全ての関係者が一体となって、ごみ減量とリサイクル運動を積極的に推進する。

### 3. 計画期間

本計画の計画期間は、令和5年4月を始期とする5年間とし、令和7年度に見直す。

#### 4. 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

#### 5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
容器包装廃棄物	5, 477t	5, 436t	5, 396t	5, 355t	5, 315t

#### 6. 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制のため以下の方策を実施する。なお、実施に当たっては、市民、行政、事業者、再生事業者がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図る。

- ・ 環境教育、啓発活動の充実
  - ア) 学校や地域社会の場における副読本等を活用した環境教育、学校給食における牛乳パックの回収・リサイクルの取組みやごみ処理施設の見学会等を推進する。
  - イ) ごみ排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果、ごみの適切な出し方に関する教育啓発活動に積極的に取り組む。
  - ウ) 市広報誌、ホームページ、チラシ、ごみ分別アプリ等による容器包装リサイクル法の趣旨、ごみ排出抑制など積極的に掲載する。
- ・ 行政の施策
  - ア) 市民団体等の集団回収事業への報奨金制度
  - イ) 自治会への資源物回収事業への報奨金制度
  - ウ) ごみ減量出前講座
  - エ) 環境衛生委員制度
- ・ 過剰包装の抑制
  - ア) 商品の過剰包装を抑制し、簡易包装を求める意識を啓発する。
  - イ) スーパーマーケット等の小売店での小売包装の抑制および買物袋等を持参するマイバッグ運動を推進する。
  - ウ) リターナブル容器、再生資源を原材料として利用した製品の積極的な利用、販売の促進
- ・ 事業所における廃棄物排出の認識
  - ア) 事業所から排出される廃棄物の減量化、分別の推進
  - イ) ごみゼロ運動への積極的な参加

7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

処理施設の状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下記左欄のように定める。

また、市民の協力度、選別施設等を勘案し、収集に係わる分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の種類
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶
主として ガラス製の 容器 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他の色のガラス製容器	ガラスびん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	飲料用紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	飲料用紙パック、段ボール以外の紙製容器包装
主としてポリエチレンテフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器であって上記以外のもの	ペットボトル以外のプラスチック製容器包装（白色の発泡スチロール製食品トレイ含む）

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み(法第8条第2項第4号)

	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
主としてスチール製の容器	114 t		113 t		112 t		111 t		111 t	
主としてアルミ製の容器	117 t		116 t		115 t		114 t		113 t	
無色のガラス製容器	(合計) 235 t		(合計) 233 t		(合計) 231 t		(合計) 229 t		(合計) 228 t	
	(引渡) 0 t	(独自処理) 235 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 233 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 231 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 229 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 228 t
茶色のガラス製容器	(合計) 265 t		(合計) 263 t		(合計) 261 t		(合計) 259 t		(合計) 257 t	
	(引渡) 0 t	(独自処理) 265 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 263 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 261 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 259 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 257 t
その他のガラス製容器	(合計) 124 t		(合計) 123 t		(合計) 122 t		(合計) 121 t		(合計) 120 t	
	(引渡) 0 t	(独自処理) 124 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 123 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 122 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 121 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 120 t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	3 t		3 t		3 t		3 t		3 t	
主として段ボール製の容器	837 t		830 t		824 t		818 t		812 t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの)	(合計) 30 t		(合計) 30 t		(合計) 29 t		(合計) 29 t		(合計) 29 t	
	(引渡) 0 t	(独自処理) 30 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 30 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 29 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 29 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 29 t
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 262 t		(合計) 260 t		(合計) 258 t		(合計) 256 t		(合計) 254 t	
	(引渡) 76 t	(独自処理) 186 t	(引渡) 75 t	(独自処理) 185 t	(引渡) 75 t	(独自処理) 183 t	(引渡) 74 t	(独自処理) 182 t	(引渡) 74 t	(独自処理) 180 t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 1,524 t		(合計) 1,513 t		(合計) 1,501 t		(合計) 1,490 t		(合計) 1,479 t	
	(引渡) 1,524 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 1,513 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 1,501 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 1,490 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 1,479 t	(独自処理) 0 t
(うち白色トレイ)	(合計) 0 t									
	(引渡) 0 t	(独自処理) 0 t								

9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定基準適合物ごとの量及び容器包装類リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み = 令和3年度の分別基準適合物の収集実績×人口変動率

また、人口変動率は、次のとおり設定した。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
116,696人 (対前年度比) 99.25%	115,821人 (対前年度比) 99.25%	114,952人 (対前年度比) 99.25%	114,090人 (対前年度比) 99.25%	113,234人 (対前年度比) 99.25%

10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

なお、現在、自治会等の資源回収事業及び市民団体による集団回収事業が進んでいる鋼製・アルミ製の容器、ガラス製の容器、PET容器について、引き続きこれらの団体が分別収集を実施することとする。

容器包装廃棄物の種類		収集分別区分	収集運搬段階	選別保管等段階
缶	スチール	資源類 (缶類)	資源回収委託業者及び 集団回収実施団体又は 事業者が回収を行う	市、資源回収委託業者 及び集団回収実施団体 又は事業者がそれぞれ 選別保管等を行う。
	アルミ			
びん	無色ガラス	資源類 (ビン類)		
	茶色ガラス			
	その他の色ガラス			
紙	紙パック	資源類 (紙類) 紙パック 段ボール		民間業者
	段ボール			
	紙製容器			
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	資源回収委託業者が回 収を行う	資源回収委託業者が選 別保管等を行う。
	その他プラスチック 製容器	その他プラスチック製 容器 (白色トレイ含む)		
	白色トレイ			

1 1. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

当面は、缶・びん・ペットボトル・プラスチック製容器包装の容器包装廃棄物の選別、圧縮、保管については、委託している民間処理業者で行い、新聞、雑誌、段ボールは、再資源処理業者でリサイクルを行う。

1 2. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項（法第8条第2項第7号）

市民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的な実効あるものとするため、次の取組みを進める。

- （1）市民や事業者、行政からなる環境審議会及び自治会や地区住民からなる鴻巣市環境衛生連合会等の推進体制の整備、強化をする。
- （2）自主的な地域地区リサイクル活動及び地区サークルリサイクル活動を推進していくため、報奨金の交付、補助金、優良地区団体の表彰を推進する。
- （3）自治会等が行う資源回収事業、サークルの集団回収事業に対する支援を継続して実施する。
- （4）事業者が行う容器包装廃棄物の自主的な回収と資源化を促進するため、協力して啓蒙、啓発を進める。